

札幌市社会福祉法人設立認可審査会設置要綱

(平成9年9月30日 市長決裁)

(設置)

第1条 社会福祉法人の設立認可の公平かつ適正な審査を行うため、社会福祉法人設立認可審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(審査事項)

第2条 審査会は、社会福祉法人(活動区域が本市外の区域にわたるものを除く。)の設立認可の申請に対し、次の各号に掲げる事項を審査する。

- (1) 社会福祉法人の行う事業(社会福祉事業、公益事業、収益事業)
- (2) 法人の資産(基本財産、その他財産等)
- (3) 法人の組織運営(理事、監事、評議員会)
- (4) 定款
- (5) その他、法人設立に係る必要事項

(組織)

第3条 審査会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長及び副委員長は、保健福祉局長(ただし、監査指導室担当局長の設置がある場合は、委員長は担当の局長とする。)及び監査指導室長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、次の職にある者をもって充てる。

保健福祉局総務部地域生活支援担当部長

同高齢保健福祉部長

同障がい保健福祉部長

同保健所長

子ども未来局子育て支援部支援制度担当部長

同児童相談所長

総務局行政部長

(委員長の職及び代理)

第4条 委員長は審査会を代表して会務を掌理し、会議の議長となる。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議の招集)

第5条 審査会の会議は、委員長が招集する。

(幹事)

第6条 審査会に幹事を置く。

- 2 幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 幹事会は、各関係幹事をもって組織され、審査会に提案する事項を審議する。
- 4 幹事長は、監査指導課長の職にある者をもって充てる。
- 5 幹事会の会議は、幹事長が招集する。

(関係者の出席)

第7条 委員長及び幹事長は、第3条及び前条の定めにかかわらず、関係職員を審査会又は幹事会の会議に出席させて、必要な説明を求め、又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第8条 審査会及び幹事会の事務局は、保健福祉局監査指導室監査指導課とする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が審査会に諮って定める。

附 則

- この要綱は、平成 9年10月 1日から施行する。
- この要綱は、平成10年 5月20日から施行する。
- この要綱は、平成13年 5月18日から施行する。
- この要綱は、平成14年 5月17日から施行する。
- この要綱は、平成15年 4月17日から施行する。
- この要綱は、平成16年 4月 1日から施行する。
- この要綱は、平成18年 4月14日から施行する。
- この要綱は、平成19年 4月10日から施行する。
- この要綱は、平成20年 5月29日から施行する。
- この要綱は、平成21年 4月27日から施行する。
- この要綱は、平成22年 6月 4日から施行する。
- この要綱は、平成23年 6月22日から施行する。
- この要綱は、平成24年 6月 7日から施行する。
- この要綱は、平成28年 6月 7日から施行する。
- この要綱は、平成29年11月16日から施行する。
- この要綱は、令和 5年 4月11日から施行する。
- この要綱は、令和 6年 4月 1日から施行する。

別表

幹 事 の 職 名

NO	職 名
1	保健福祉局監査指導室監査指導課長
2	同総務部保護課長
3	同高齢保健福祉部介護保険課事業指導担当課長
4	同障がい保健福祉部障がい福祉課自立支援担当課長
5	同保健所保健管理課栄養調査・指導担当課長
6	子ども未来局子育て支援部保育推進課長
7	同児童相談所地域連携課長
8	総務局行政部法制課長